

◎軽減について

世帯全体の総所得が、次の表の基準に該当する場合に、国民健康保険税のうち均等割と平等割の一部が軽減されます。

前年中の世帯の総所得	軽減割合
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	7割
43万円 + (29万円 × 国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	5割
43万円 + (53.5万円 × 国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	2割

* 軽減世帯に該当する世帯については、当初課税時に軽減されておりますので、申請する必要はありません。

* 給与所得者等の数

給与収入が55万円を超える方、給与所得者を除く公的年金等の支給（65歳未満で60万円超、又は、65歳以上で125万円超）を受ける方

* 特定同一世帯所属者

国保から後期へ移行された方のうち、後期の被保険者となった後も同一の世帯に属する方